定規模以上の土地への

残土流出の状況

人禁止区域の指定

土砂等の埋立て等の行為に対する 明確化 危険な埋立て等に対する土砂等搬 則の規定

違反行為に対する行政処分及び罰

条例の概要

河川区域

土砂等の埋立て等に関する基準の 許可制度の採用

土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う土地の面積が3千 m以上である場合は、許可の対象となります。堆積には、ストックヤー ドやいわゆる「仮置き」を含みます。

許可の対象となる 土砂等の埋立て等

○規制対象



でした。

目的とした法令がこれまでありません 落・流出に対する住民の安全確保を主 来す恐れのある事案が発生しました。 押し出され、河川管理や漁業に支障を 地に積み上げられた土砂が河川区域に

等を行う場合は、県の許可が必要です。

3千㎡以上の土地へ土砂等の埋立て

※令和2年4月1日時点で、既に許可の対象と

ては、経過措置として、令和2年9月30日ま なる土砂等の埋立て等を行っている方につい

でに宮城県に許可の申請をする必要があり

しかし、残土については、残土の崩

なっています。

近年宮城県でも、

民有

2年4月から「土砂等の埋立て等の規制 県民の安全・安心を確保するため、令和

に関する条例」を制定しました。

土砂の管理が不十分であるために、 工の崩落や流出事故が全国的に問題と

建設工事に伴い残土として発生した

埋立て等は許可制に

そこで、同様の事態の発生を防止し

× 規制対象外 切土

許可の対象となる土砂等

埋立て

土砂……砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土など 土砂等…土砂に混入または付着している物や、再生土や改良土と称されるもの

許可の適用除外となる土砂等の埋立て等

- 同一区域内の土砂等を用いるもの
- •国、県、市町村等が発注し、または自ら行うもの
- 採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの
- 非常災害に必要な応急措置として行うもの
- 運動場や駐車場などの施設の機能を維持するために行うもの
- 施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂 直距離が1流未満のもの
- ・ 陶器、ガラス、その他の製品を改造し、または加工する原材料(改 良土等を除く)として使うもの

罰則等

許可なく土砂等の埋立て等を行った場合、2年 以下の懲役または100万円以下の罰金が科され ます。

また、土砂等の埋立て等が継続されることによ り人の生命、身体、財産を害する恐れがあると きには、県は土砂等搬入禁止区域を指定するこ とができ、指定された区域に土砂等を搬入した 場合も罰則の対象となります。

個循環型社会推進課 **2**022(211)2467 ⊠junkanf@pref.miyagi.lg.jp 必要書類等、詳細資料はこちらから ダウンロードできます

宮城県土砂条例

検索

